

# 文化財の違法取引に関する法制度

## —フランス法制との比較から—

永野晴康

- 一 はじめに
- 二 文化財違法取引の事後処理 — 日本の場合
  - 1 対象
  - 2 請求国の場合
  - 3 被請求国の場合
- 三 文化財違法取引の事後処理 — フランスの場合
  - 1 被請求国の場合
  - 2 請求国の場合
- 四 結び

### 一 はじめに

それぞれの国は、固有の文化財を有している。文化財の保護の観点から何らかの文化財の取引規制を行っているのが一般的であり、例えば、その国の重要な文化財の流出を防止するために、各国は輸出規制を法制化する場合が通例である<sup>(1)</sup>。他方、輸出規制制度の存在にもかかわらず、ある文化財が盗難や何らかの事情で国外へ流出することも考えられる。そのような文化財が取引を経て第三者に渡った場合、その所有権の帰属や返還の条件等に関して、国際的なルールが必要となる。そこで、1970年11月14日、ユネスコ第16回総会において、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約 (Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)」(以下「文化財不法輸出入等禁止条約」という)が採択され、1972年4月24日には、同条約が発効した。2002年11月現在で、96カ国が同条約を締結している。

同条約は、2002年12月9日、我が国においても発効し、続いて、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成十四年七月三日法律第八十一号)(以下「文化財不法輸出入規制法」という)が制定された<sup>(2)</sup>。

(1) 今井健一郎・二神葉子『諸外国における文化財の把握と輸出規制の概要』「保存科学第50号」59～71頁、平成23年3月31日、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所。

文化財の輸出規制分野における日仏の制度に関して、拙稿『日本とフランスにおける文化財の輸出規制—国宝に指定されていない文化財の輸出規制を中心に—』「千葉商大論叢47巻第2号」251～263頁、2010年。

(2) この分野における主要な研究として、河野俊行『文化財の国際的保護と国際取引規制』「国際法外交雑誌91巻6号」685頁、1993年。

本稿では、日本における文化財不法輸出入法の内容を概観し、次に、この分野で参考となるフランスにおける文化財の違法取引に関する法制度に焦点を当て、日本の法制度を再考する一助としたい。

## 二 文化財違法取引の事後処理制度 — 日本の場合

文化財の輸出規制に関しては、文化財保護法が定めている。一方、文化財の違法な輸出に伴う事後処理に関しては、文化財不法輸出入法が定めるところである。文化財不法輸出入規制法は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため、盗取された文化財の輸入、輸出及び回復に関する所要の措置を講ずること」を目的としている（法1条）。この問題を論じる場合、日本の文化財が違法に海外に流出した場合と海外の文化財が違法に日本に流入した場合とを区別する必要がある。前者は、日本が請求国、後者は日本が被請求国となる場合である。

### 1 対象

文化財違法取引の事後処理制度を論じるにあたり、まず法の対象を明確にしなければならない。文化財不法輸出入規制法によれば、この法にいう「文化財」とは、「国内文化財及び条約の締約国である外国（以下「外国」という。）が条約第一条の規定に基づき指定した物件」である（法2条1項）<sup>(3)</sup>。前者の「国内文化財」とは、「条約第一条（a）から（k）までに掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法第二十七条第一項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財及び同法第九十九条第一項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物」である（同条2項）。すなわち、文化財保護法で定められた重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物が、この法律にいう「国内文化財」に該当することになるが、それ以外の文化財は国内文化財に該当しない。つまり、文化財保護法における登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物といえども、国内文化財には該当しないことになる<sup>(4)</sup>。この国内文化財に関して、日本が請求国の立場に立つことになる。

次に、「条約の締約国である外国が条約第一条の規定に基づき指定した物件」とは、文化財不法輸出入等禁止条約の締結国である外国が条約第一条の規定に基づき指定した物件である。条約第一条は、この条約の適用における「文化財」の定義規定である。宗教的理由によるか否かを問わず、各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件のうち、（a）から（k）に至る多彩なカテゴリーに

(3) したがって、文化財保護法2条に定められる「文化財」と一致するわけではない。文化財保護法2条1項は、1号から6号にわたる広範な文化財の範囲を示しているにとどまる。

(4) 文化財保護法57条は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形文化財」として保護する制度を用意している。同じく、文化財保護法90条は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（地方公共団体が指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」として保護する制度を用意している。「登録記念物」に関しても同様である（文化財保護法132条）。

属するものと定めている<sup>(5)</sup>。この指定は、それぞれの締結国が定めることになる。これを外国文化財と言うとすれば、日本が被請求国の立場となる場合の前提となる文化財である。

## 2 請求国の場合

日本の文化財が違法に輸出された場合、日本は請求国の立場に立つ。法5条1項は、「文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法第三十三条（同法第八十条、第百十八条及び第二百十条で準用する場合を含む。）の規定による届出（亡失又は盗難に係るものに限る。）があったときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第七条（b）（i）に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとする。」と規定する。同法5条2項は、「外務大臣は、前項の通知を受けたときは、その内容を遅滞なく外国に通知するものとする。」と規定する。

文化財保護法第三十三条は、「重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。」と規定する。文化財不法輸出入規制法5条1項は、国内文化財について文化財保護法33条の届け出があった場合の官報による公示と、一定の要件を満たした場合の外務大臣への通知を規定している。しかし、ここでいう文化財保護法33条の届け出は、文化財不法輸出入規制法5条1項のかつこ書において、重要文化財の「亡失又は盗難」に係るものに限定されている。したがって、文言上は、重要文化財の滅失やき損には法は適用されないが、滅失やき損と亡失や盗難とを区別することは困難な場合もあり得る。文化財不法輸出入規制法5条1項のかつこ書きの解釈は、この点を踏まえて、文化財保護法33条とは厳密に一致する解釈にならない場合もあり得よう。

文化財不法輸出入規制法5条1項における「条約七条（b）（i）に規定する施設」とは、同条約によれば、「他の締約国の領域内に所在する博物館、公共の記念工作物（宗教的であるかないかを問わない。）その他これらに類する施設」を指している。文化財不法輸出入規制法5条2項は、同条1項の通知を受けたときは、外務大臣が、その内容を遅滞なく外国に通知するものと規定する。

## 3 被請求国の場合

日本が被請求国の立場になる場合とは、盗取された文化財の返還を日本が請求される場合である。この場合の文化財とは、先に触れたように、「条約の締約国である外国が条約

---

(5) このカテゴリーには、以下のものがある。(a) 動物学上、植物学上、鉱物学上又は解剖学上希少な収集品及び標本並びに古生物学上関心の対象となる物件、(b) 科学技術史、軍事史、社会史その他の歴史、各国の指導者、思想家、科学者又は芸術家の生涯及び各国の重大な事件に関する物件、(c) 正規の発掘、盗掘その他の考古学上の発掘又は考古学上の発見によって得られた物件、(d) 美術的若しくは歴史的記念工作物又は分断された考古学的遺跡の部分、(e) 製作後百年を超える古代遺物（例えば、金石文、貨幣、刻印）、(f) 民族学的関心の対象となる物件、(g) 美術的関心の対象となる物件、(h) 単独で又は一括することにより特別な関心（歴史的、美術的、科学的、文学的その他の関心）を有する希少な手書き文書、インクナブラ、古い書籍、文書及び出版物、(i) 単独の又は一括された郵便切手、収入印紙その他これらに類する物件、(j) 音声、写真又は映画による記録その他の記録、(k) 古い楽器及び製作後百年を超える家具。

第一条の規定に基づき指定した物件」である（法2条1項）。文化財不法輸出入等禁止条約の締結国は、条約第一条の規定に基づき文化的な財産を指定することができる。条約第一条によれば、この条約における「文化財」は、宗教的理由によるか否かを問われない。その上で、条約締結各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件のうち、(a) から (k) に属するものとされる。

法3条1項は、「外務大臣が、外国から、条約第七条 (b) (i) に規定する施設から文化財が盗取された旨の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を文部科学大臣に通知するものとする」と規定する。「条約七条 (b) (i) に規定する施設」とは、同条約によれば、「他の締結国の領域内に所在する博物館、公共の記念工作物（宗教的であるかないかを問わない。）その他これらに類する施設」を指している。外務大臣は、このような施設から文化財が盗取された旨の通知を外国から受けた場合、遅滞なく、文部科学大臣に報告しなければならない。法3条2項によれば、前項の規定により外務大臣から通知を受けたときは、文部科学大臣は、当該通知に係る文化財を、文部科学省令で定めるところにより、「特定外国文化財」として指定することとなる。同条3によれば、文部科学大臣がこの特定外国文化財の指定をするにあたっては、経済産業大臣との協議が義務付けられる。

この特定外国文化財の指定を定めた省令として、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令（平成十五年九月二十九日文部科学省令第四十三号）」があり、現在までのところ、これが唯一の例である。指定されている特定外国文化財は、トルコの典籍（聖書の写本）と工芸品（十字銀細工品）の2種類である。

この特定外国文化財を輸入する場合、法4条は、輸入の承認の手続を定めている。すなわち、特定外国文化財を輸入しようとする者には、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられる。外国為替及び外国貿易法第五十二条は、「外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある」と規定する<sup>(6)</sup>。

違法に日本に流入した文化財に関して、当該文化財の第三者による取得という問題がある。民法192条は即時取得の要件を定めるが、それによると、取引行為によって平穩かつ公然と動産の占有を開始した者が善意無過失であれば、その者は当該動産を即時取得することができる<sup>(7)</sup>。他方、民法193条は、当該動産が盗品や遺失物である場合に配慮した規定となっている。つまり、民法193条の要件が充足された場合であっても、占有物が盗品又は遺失物であるときに限り、被害者又は遺失者には、回復請求権が認められる。すなわち、盗難又遺失の被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から「2年間」、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

(6) この規定に違反した場合、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科せられる（同法同条第六十九条の七）。

(7) 民法第百九十二条「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。」

文化財不法輸出入法は、通常の財産と特定外国文化財の性質上の相違に鑑み、民法193条をさらに進めて、特定外国文化財に係る即時取得の特則を定める。すなわち、同法6条1項は、「特定外国文化財の占有者が民法192条の条件を具備している場合であっても、第3条第1項の盗難の被害者は、同法第193条の規定による回復の請求に加え、盗難の時から二年を経過した後十年を経過するまでの期間にあっては、当該占有者に対してこれを回復することを求めることができる」と規定する<sup>(8)</sup>。したがって、特定外国文化財の盗難の被害者は、民法193条の規定する2年間の回復請求期間を超えて10年間認められることになる。もっとも、この場合の特定外国文化財に関しては、一定の制限があり、当該特定外国文化財が日本への輸入以前に指定されたものであることが要求される(法6条1項但書)。したがって、日本への輸入後に指定された特定外国文化財は、民法193条の原則通り、2年の回復請求権に服することになる。

なお、盗難の被害者の回復請求権の対になるものとして、盗難の被害者の権利行使に際しては代価弁償義務が課される。つまり、特定外国文化財の盗難の被害者は、当該文化財の占有者に対し、占有者が支払った代価を弁償しなければならない(法6条2項)。したがって、被害者が代価を弁償しない場合や弁償できない場合、特定外国文化財は原則として返還されないことになる<sup>(9)</sup>。

### 三 文化財違法取引の事後処理制度 — フランスの場合

フランスにおいてこの問題に関係するのが2004年に法典化された文化遺産法典である。

文化遺産法典第一編第一章第二節は、「文化財の返却 (Restitution des biens culturels)」について規定する<sup>(10)</sup>。同節は、款を分けて、「フランスで発見され、かつヨーロッパ共同体のその他の構成国の領土から違法に流出した文化財」と、「ヨーロッパ共同体のその他の構成国の領土で発見され、かつ違法にフランスの領土から流出した文化財」という場合を区別する。

#### 1 被請求国の場合

フランスが被請求国となるのは、ヨーロッパ共同体の構成国から流出した文化財がフランスで発見された場合である。

(8) 同条但書は、「当該特定外国文化財が本邦に輸入された後に第三条第二項の規定により指定されたものであるときは、この限りでない。」と定める。

(9) この点につき、両者がどのような関係に立つかは民法上も問題となっている。民法193条における回復請求は、一般に無償で請求できると解されるが、民法194条の適用の場合、「代価を弁償」しなければならず、この代価弁償の法的性質につき争いがある。参照、川島武宜・川井健「新版注釈民法(7) 物権(2)」226頁以下、2007年。

(10) 文化遺産法典において、*restitution* と *retour* という用語が登場する。この用語を考える手がかりとして、英語における *restitution* と *return* の相違につき、参照、高久彩、「EU文化政策における博物館収蔵品の流動性」文化政策研究第4号12頁。それによると、*restitution* は違法性の意味合いがあり、同意なしに他国の領土から持ち出され、文化財の輸出関連法規に違反した疑惑があるのに対し、*return* の場合は、法制度実施以前に持ち出された文化財の返還を指すという説明がなされている。なお、本稿における文化遺産法典の条文は、筆者の訳出であることを断っておく。また、全体的に文化法制は、以下の文献を参照した。Sophie Monnier, Elsa Forey, *Droit de la Culture*, Gualino Editeur, 2009.

### (一) 対象

第二節第一款第一目は、適用領域について規定する。第一目のL112-1条は、この款において、文化財が、ヨーロッパ共同体のその他の構成国の領土から違法に流失したものと見なされる場合を規定する。すなわち、国宝の保護に関する当該構成国の立法、又は1992年12月9日欧州理事会規則第3911/92号 (règlement CEE n° 3911/92 du 9 décembre 1992) に違反して、1992年12月31日以後に流失した場合である。

L112-2条は、本款の規定が適用される文化財を規定する。そのような文化財とは、ヨーロッパ共同体のその他の構成国における有効な規則に基づいて、ヨーロッパ共同体の30条の意味での国宝を構成するものである。

この国宝の性質決定は、当該国家の領土からの文化財の違法な流出前である必要はなく、流出後に文化財に与えられたものでも良い。また、この文化財は、次の3つのいずれかの条件を満たさなければならない。すなわち、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって明確にされたカテゴリーのひとつへの帰属 (1°)。美術館、文書館の目録、図書館の保存の蔵書の目録に現れている公的コレクションへの帰属 (2° a))。教会組織の目録への帰属 (2° b))。

### (二) 行政手続

第二目は、行政手続について規定する。フランス側の行政当局が活動を開始する場合、2つの場合が想定される。

1つ目は、フランス側が自らの領土内で該当する文化財を発見し、そのことを関係構成国に知らせる場合である (L112-3条)。この場合の行政当局は、文化財不正取引取締局 (Office Central de lutte contre le trafic des Biens Culturels) である。

2つ目は、フランス側ではなく、関係構成国からの請求によって、フランス側が活動を開始する場合である。L112-4条によれば、フランスの行政庁は、特定文化財及び当該文化財の所有者、占有者又は保持者の身元をフランス領土で捜索し又は捜索させる。

### (三) 保全措置

発見された文化財を返却するまでの間、どのような保存をすべきかが問題となる。第三目は、次目の裁判手続に先行する形で、保全措置について規定する。この点、文化財の返却を求める訴訟に先立つ当該文化財の保全は、フランス側が確保することとなる。保全が認められる場合には、2つの場合がある。当該文化財の「物質的保全が問題となる場合」か、「起源国における返却手続を免れるおそれがある場合」である。これらの場合、行政庁は、文化財の返却を目的とする訴訟の申立ての前に、大審裁判所長官に、あらゆる必要な保全措置を命じることを請求することができる (L112-5条1項)。保全措置は、文化財の所有者、占有者又は保持者に通知される (同条2項)。L112-5条3項及び4項は、保全措置の効果について定める。保全措置の有効期間はどれくらいか。同条4項によれば、フランス側が、L112-3条の通知を行った場合、通知を受けた構成国が、保全措置の通告から2ヵ月以内に文化財の国宝の性質決定の確認を行わなかった場合、保全措置の効果は消滅する。また、通知を受けた構成国が確認を行ったとしても、この確認の結果をフランス側に報告しなかった場合も同様に、保全措置の効果は、消滅することとなる。

保全措置の効果は、裁判の提起とも関連する。すなわち、同条3項によれば、フランス側が自国内で発見した文化財につき、L112-3条で規定された通知を、当該文化財の流出した構成国に行ったにもかかわらず、その通知後1年以内に、当該構成国がL112-6条で規定する訴訟を提起しない場合、この保全措置の効果は消滅する。同様に、フランス側がL112-4条に基づいて行った搜索の結果、フランスの行政庁による報告後、構成国が当該文化財の発見場所及び文化財の占有者又はその保持者の身元を知った日から1年以内に先の訴訟を提起しない場合も、保全措置の効果は消滅する。

#### (四) 裁判手続

第四目は、裁判手続についての規定である。L112-6条1項によれば、財産返還請求訴訟 (*action tendant au retour du bien*) は、盗難の被害者ではなく、請求構成国によって提起される。被告は、自己のために財産を実際に保持する者、又は他人のために財産を保持する者である。当該訴訟は、大審裁判所へ申立てられる。同条2項によれば、請求構成国の領土からの流出が訴訟申立日においてもはや違法ではない場合、財産返還請求訴訟は受理されない。同条3項によれば、この訴訟は、民事又は刑事のその他の訴訟とは別に行われる。つまり、関係構成国及び所有者は、民事又は刑事のその他の訴訟を行うことができる。当該訴訟の申立てがあった場合、行政庁は、そのことを公衆に周知する (L112-7条)。

また、裁判所は、当該文化財がL112-1及びL112-2条の適用領域に属すると確認した場合、請求構成国への当該文化財の返還を命じる (L112-8条1項)。裁判所は、具体的訴訟の状況を考慮して、文化財の獲得時に必要な調査 (*diligence requise*) を行った善意の占有者に対し、公正な補償金 (*une indemnité équitable*) を認める (同条2項)。この補償金は、その損害を補償するためであり、請求構成国の負担とされる。贈与又は相続の場合、占有者は、自らに財産を譲った者が主張できる権利よりも優遇された権利を享受することができない (同条3項)。

文化財の返還は、請求構成国によるL112-8条に基づく既判事項として締結された決定によって定められた補償金支払い後直ちに行われる (L112-9条1項)。この補償金に加え、財産の返還を命じる決定の実行によって生じた費用、先に取り上げた保全措置の実施によって生じた費用がある場合は、それらの支払いも含めて、その支払い後直ちに、文化財の返還が行われることになる。同条2項によれば、裁判所が返還を命じる決定の通知を行ったにもかかわらず、請求構成国が3年以内にこれらの金額を支払わない場合、請求構成国は、この決定の利益を放棄したとみなされる。

文化財の返還を目的とする訴訟の時効は、L112-10条が規定する。文化財返還請求訴訟は、構成国がこの財産が発見される場所及び財産の所有者、占有者又は保持者の身元を知った日から1年の期間満了で時効となる (同条1項)。また、原則として、文化財が請求構成国の領土から違法に流出した日から30年をもって、文化財返還請求訴訟は時効となる (同条2項)。ただし、公的コレクションの財産や教会の当局の財産については、例外が規定されている。すなわち、公的コレクションに目録にある財産、教会当局の目録にある財産について、請求構成国の法律がこれらの財産に特別の保護を認める場合、訴訟の時効は、75年となる。さらには、請求構成国の立法が特別に規定いかんによっては、時効にかからないことさえあり得る。

## 2 請求国の場合

フランスが請求国 (Etat requérant) となる場合とは、フランスから流出した文化財がヨーロッパ共同体のその他の構成国の領土で発見された場合である。請求国フランスに対し、当該文化財が発見された領土のヨーロッパ共同体のその他の構成国は、被請求国となる。フランスは、ヨーロッパ連合の構成国に当該文化財の返還を請求する。

### (一) 対象

フランスが請求国である場合も同様に、返還請求の対象となる文化財も、原則として、1992年12月31日以後に違法にフランス領土を離れ、ヨーロッパ連合の構成国において発見された文化財でなければならない (L 112-12 条)。

本款の適用について文化財とみなされるのは、以下の4種類である (L 112-11 条)。すなわち、①コンセイユ・デタの議を経たデクレ、すなわち、l'annexe du décret du 25 mars 1997 (modifié par le décret du 5 mars 2003) によって定義されたカテゴリーに属しており、文化遺産法典の適用において歴史的モニュメント又は歴史的文書に指定されているもの (L 112-11 条 1 号 a))、あるいは、L 111-4 条に規定された委員会の意見後に、国家によって国宝とみなされるもの (同条 1 号 b))。②公法人に帰属する文化財で、フランスの美術館、その他の美術館若しくは類似の遺産の任務を遂行する組織のコレクションの目録、又は図書館の保存の文書や蔵書の組織の目録に現れているもの (同条 2 号 a))。公法人に帰属する文化財で、文化遺産法典の適用において歴史的モニュメント又は歴史的文書に指定されているもの (同条 2 号 b))。③同条 3 号は、宗教施設に関する文化財について定めている。所有者の如何を問わず、宗教の公衆礼拝に当てられた建造物又はその建造物の付属物に保存されたもので、歴史的モニュメントや歴史的文書に指定されている文化財。あるいは、同様の建造物又はその建造物の付属物に保存されたもので、L 111-4 条に規定された委員会の意見の後に国家によって国宝とみなされる文化財。④非営利目的の私法上の法人に帰属するフランスの美術館 (musée de France) のコレクションの目録に現れる文化財 (同条 4 号)

L 112-12 条によれば、第二款の規定が適用されるのは、歴史的、芸術的又は考古学的利益を有する財産が1992年12月31日以後に流出したものでなければならない。同条は、文化財が国宝と国宝でない場合を場合分けして、どのような場合が違法な流出となるかを定めている。国宝に関しては (同条 a))、文化財の輸出に関する規定によって定められた輸出の一次的許可が交付されなかった場合、又はこの許可の条件が尊重されなかった場合、第二款が適用される。一方、国宝でない場合 (同条 b))、L 111-2 条で規定された証明書、又は本章の規定によって定められた輸出の一次的許可が認められなかった場合、又は輸出の一次的許可の条件が尊重されなかった場合、第二款が適用される。

反対に、この手続に関係しないのは、登録されているが指定されていない物品、また私的所有かつ商品価格 (valeur marchande) が低い指定された作品である。

### (二) 文化財の返還の手続

L 112-11 条のカテゴリーに属する文化財が違法にフランスの領土を離れた場合、フランスの権限ある行政庁は、文化財の発見された領土の構成国に、当該文化財の返却を請求



することになる。

第二目は、文化財の返還手続について定めている。返還手続の開始には、2つの契機が存在する。まず、フランス側が違法に流出したフランス側の文化財を調査することを他の構成国に請求する場合である（L 112-13 条 a ）。次に、フランスが関係構成国からの請求によって手続が開始する場合である。関係構成国が、フランスから違法に流出したと推定される文化財が自らの領土に存在する旨をフランスに通知した場合、フランスは、当該関係国に、当該文化財が本条の適用領域に該当するかどうかを表明する。L 112-14 条は、この文化財の返還訴訟が、フランス国家によって、文化財が発見された構成国の権限のある裁判所に申立てられると定めている。もっとも、国家や所有者が民事や刑事のその他の訴訟を提起することは妨げられない。

文化財返還請求訴訟の申立て及び構成国の裁判所によって下された判決は、公衆に周知される（L 112-15 条）。裁判所によって文化財の返還が命じられ、かつ賠償金が所有者に支払われる場合、所有者は、その賠償金を国家から受け取る（L 112-16 条）。財産の所有者が判断された後から当該財産がその所有者に返還されるまで、国家は、返却される文化財の保管者となる（L 112-17 条 1 項）。文化財の保管上の配慮である。さらに、国家は、当該文化財の保管をその他の保管者を任命することもできる（同条 2 項）。当該文化財は、保管されている期間、展示されることもできるのである（同条 3 項）。

### （三）財産の返却の条件

保管された文化財の返却につき、第三目は、財産の返却の条件について定めている。返還が命じられた文化財が、当然にその所有者に返却される条件は、所有者が L 112-19 条の規定を満たしたという条件にかかっている（L 112-18 条）。すなわち、L 112-19 条をまとめると以下のようなになる。財産の所有者と賠償される占有者の間の一致がない場合、国は、所有者に賠償金の支払を請求する。この賠償金とは、L 112-16 条で規定されたものである。同様に、国は、保全措置、返却を命じる決定の実施、また寄託によって生じた費用の支払を請求することができる。この寄託とは、L 112-17 条において規定されたものである。また、国は、債務の減免を認めることができる。

文化財の帰属に関し、一定の場合、国に帰属することになる。すなわち、行政庁が文化財返還命令の判決がなされた日から5年を経ても、文化財の所有者が判明しない場合、文化財は、国に帰属することになる（L 112-20 条）。

所有者が公法人である場合、文化財の保全及び安全措置に関し、文化遺産法典は、当該文化財の事後の流出を防止する意味でも個別の規定を用意する。すなわち、L 112-21 条によれば、所有者が公法人である場合、行政庁は、当該公法人に文化財を返却する前に、文化財の保全と安全に必要な措置が取られるよう請求することができる。それにもかかわらず、公法人がそのような措置を取らない場合、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定された期間での催告の後直ちに、行政庁は、当該文化財を必要な保障を与える場所へ置くことを決定することができる。

#### 四 結び

文化財違法取引の事後処理制度に関する日仏両国の制度を概観し、両国ともに、文化財不法輸出入等禁止条約の批准を前提とした国内法制度の構築という点で、対象文化財の時期的な限界がまず指摘される。我が国において、国内文化財の違法な輸出に関して、まず、その予防措置の強化が求められる。また、いったん盗難又は亡失した文化財の所在は国内のみに限られるわけではなく、様々な外交的手段はあろうが、国内・国際関係諸機関との更なる連携を密にし、文化財不法輸出入規制法に基づく措置を有効に活用できる用意が必要であろう。また、同法に基づく実際の特定外国文化財の指定もわずかに二件のみであるという現状もあるが、返還のための保全措置を含めた具体的な手続、占有者が支払った代価の範囲等、今後、日本法においても詳細にすべき点が見受けられる。

## 〔抄 録〕

2002年、我が国において、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（文化財不法輸出入規制法）が制定された。この法律は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を国内法化したものである。本稿において、この文化財不法輸出入法の内容を、次にフランスにおける文化財の違法取引に関する法制度に焦点を当て、両国の法制度の比較を行った。まず国内文化財の違法な輸出の予防措置の強化が求められるが、いったん盗難又は亡失してしまった文化財の所在は国内のみに限られない。請求国側となった場合を想定して、文化財不法輸出入規制法に基づく措置の活用を含めた様々な外交手段を考慮しておく必要がある。国内・国際関係諸機関との更なる連携、国民への啓発、次に、被請求国の立場としては、同法に基づく実際の特定外国文化財の指定もわずかに二件のみという現状もあるが、返還にあたっての保全措置を含めた具体的手続、占有者が支払った代価の範囲等、今後我が国においても更に詳細にすべき点がある。